

## 高浜原発3、4号機の運転差止仮処分決定を取消した福井地方裁判所に抗議する声明

- 1 2015年12月24日、福井地方裁判所（林潤裁判長）は、関西電力が申し立てた異議を認め、同年4月14日に福井地裁が高浜原発3、4号機の運転差止めを認容した仮処分決定（原決定）を取り消し、住民らの申立てを却下するという不当決定（本決定）を下した。
- 2 本決定は、司法審査の在り方として、「原子炉施設の安全性の判断は、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合判断が求められるところ、いわゆる新規制基準の趣旨は、専門性・独立性が確保された原子力規制委員会（規制委員会）において十分な審査を行わせることで、原子力利用における安全の確保を徹底することにあるものと解されるから、裁判所は、新規制基準の内容、規制委員会の基準適合性判断に不合理な点があるか否かの観点から、原子炉施設の安全性を審理・判断するのが相当」とした。その上で、「債務者（関西電力）において、新規制基準の内容及び規制委員会の基準適合性判断に不合理な点がないことの主張疎明を尽くさない場合には、周辺住民の人格権が侵害される具体的危険があることが事実上推認されるというべき」とし、「福島原発事故等の被害の甚大さや深刻さを踏まえれば、裁判所は、福島原発事故の経験等も踏まえた現在の科学技術水準に照らし、原子炉施設の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されているか否かという観点からあくまで、厳格に審理・判断するべきである。」とした。
- 3 しかし、本決定は、「厳格に審理・判断するべきである」と言いながら、「基準地震動の合理性」、「耐震安全性の相当性」、「使用済燃料の危険性」、「地震以外の外部事象の危険性」のいずれの争点についても、関西電力の主張をほぼ鵜呑みにする形で、新規制基準の内容と規制委員会の基準適合性判断に不合理な点がないという結論を導いており、「福島原発事故等の被害の甚大さや深刻さを踏まえ」た上で、「厳格に審理・判断」したものとは到底言えない。  
そもそも、原決定と異なり、本決定は、具体的危険性の存否を直接の審理の対象とすることなく、「新規制基準の内容、規制委員会の基準適合性判断に不合理な点があるか否かの観点から、原子炉施設の安全性を審理・判断する」という手法を採用した。この司法審査の在り方自体が、原子力専門家の知見や裁

量が無批判に尊重しようとするものであり、高浜原発3、4号機の再稼働を安易に認めるものとの批判を免れない。

住民らの生命・身体・財産の総体として人格権が侵害されるという具体的危険については、司法が判断可能でかつ、積極的に判断すべき性質のものである。にもかかわらず、本決定は、その判断を実質的に回避しているといわざるをえず、司法の責務を放棄するものと強く非難されるべきである。

4 原決定は、新規制基準について、緩やかにすぎ、新規制基準に適合しても原発の安全性は確保されず、新規制基準自体が合理性を欠くものであると明確に判断していた。この判断は、一旦原発に重大な事故が生じれば、多くの生命が失われ、生業が奪われるなど甚大な被害を引き起こされるという福島第一原発事故の教訓を活かしたものといえ、これこそが本来果たすべき司法の責務というものである。しかしながら、本決定は、新規制基準が「専門的・技術的知見」に基づくものであることから直ちに合理的であるとの結論を導くものであって、新たな原発安全神話の構築に裁判所が加担したものと言わざるを得ない。

5 本決定は、原発が我が国に壊滅的な被害をもたらす可能性を内在する本質的に危険なものであるという事実から目を背け、住民の命や生活の安全をないがしろにするものである。

自由法曹団は、原発政策からの早期撤退を求める立場から、福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず住民の命や生活の安全を無視する不当な福井地裁の本決定に対し、強く抗議する。

2015年12月28日

自由法曹団  
団長 荒井 新二